

日本科学者会議 京都支部ニュース

1月号 No.431

2020年1月14日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次

- ◆ 若手活動支援カンパのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ◆ 年頭のご挨拶（宗川吉汪）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 関西技術者研究者懇談会 12月例会（12/8）報告・・・・・・・・3
- 『日本の科学者』読書会 12月例会（12/17）の報告・・・・・・・・4
- 寄稿：きたるべき総選挙時の国民審査で最高裁判所裁判官にX印をつけて
司法の腐敗を正そう（富田道男）・・・・・・・・・・・・7
- ▼ 1～3月の支部関連行事の案内（JSA近畿も参照）・・・・・・・・8
 - ・『日本の科学者』読書会 1月例会（1/21）「不安定雇用女性研究者の今」
 - ・自然科学懇談会（1/25）「天ヶ瀬ダム・宇治川堤防の危険性」
 - ・京大に求める会連続企画第3回シンポジウム（2/8）
 - ・日本科学者会議近畿地区「大学問題シンポジウム」（3/29）
 - ・大学入試の在り方を考えるシンポジウム（3/29）
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議日より・・・・・・・・・・・・9
- ◆ 近畿の催し物案内：「JSA近畿」No. 24.10・・・・・・・・11

<今年度会費の納入願ひ>

年度末が近づいていますが12月末現在で今年度会費未納者が30名（会員の12%）おられます。未納者には振込用紙を同封していますので、早急に納入願ひます。

（支部財政担当幹事・鈴木）

若手活動支援カンパのお願い

2020年2月25日～27日にかけて全国の院生を中心とした若手企画として韓国フィールドワークが開催されます。若手の企画として海外フィールドワークは初めての試みとなります。韓国フィールドワークの実施背景には、昨年大きなニュースとなった徴用工の問題、そして依然として解決されない慰安婦の問題など歴史問題について改めて真正面から考えなければならないということがあります。そのような情勢のなか、このフィールドワークは若手にとって、日韓の友好関係を市民レベルで模索するためには何が必要なのか、ということを実地の方との交流を通じてじっくり考える貴重な機会となっております。

京都支部の若手の活動として2019年はほとんど活動できませんでした。そのため韓国フィールドワークへの参加が久々の活動となります。またこのフィールドワークを通じて若手新会員を増やしたいと考えております。つきましては、韓国フィールドワークに少しでも多くの若手が参加できますよう参加補助としてカンパのご支援を賜りますようお願い申し上げます（支部幹事 下門）。

年頭のご挨拶

支部代表幹事 宗川吉汪

あけましておめでとうございます。

去年はどうか国会での改憲発議を食い止めることができました。しかし1年1年の勝負です。孫たち若者が戦場に駆り出される時代は来て欲しくありません。

憲法は私たちの意識や生活にすっかりなじんできました。私が在職していた当時、国立大学の教員は憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う国家公務員でした。憲法15条には、すべての公務員は全体の奉仕者で一部の奉仕者ではない、とあります。国立大学教員は、産学共同で一企業の利益に奉仕してはいけないことになっていました。また、憲法9条で戦争を永久に放棄し、軍隊をもたない日本の大学で軍事研究が許されるはずがありませんでした。私は自衛官の入学や米軍資金に反対してきました。

私が定年退職した翌年の2004年に国立大学は法人化され、教員は公務員でなくなりました。大学はすっかり様変わりし、財界主導・文科省直轄となり、防衛省まで乗込んできました。憲法9条が改悪されれば、軍学共同が手を振ってまかり通ることになります。

軍事研究は、憲法の定める学問の自由（23条）、表現の自由（21条）、思想の自由（19条）にも抵触し、大学の自治を破壊します。大学再生のため、子どもたちの未来のため、なんとしても安倍改憲の策謀を打ち破らねばならないと思っています。

カントは『永遠平和の為に』の冒頭で、「永遠平和の為に、といふこの皮肉な題銘は、かのオランダの旅館の主人の、墓地を描いた看板の上に刻されてゐたものなのである」と述べました。

アジア・太平洋戦争は、日本人 310 万人以上、中国始めアジア・太平洋諸国の 2000 万人以上の人びとを犠牲にしました。戦後日本は、憲法で「日本国民は、戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。この目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定めました。これは、同時に、先の戦争犠牲者の御霊への誓いの言葉でもあります。

日本国民は「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること」

を誓い、「永久平和」は戦後日本人のたましいの看板ともなりました。しかしもし、万が一にも、この看板を下ろすようなことにでもなれば、日本人は日本人でなくなります。そして、自らの誓いも守れない非道徳的・非倫理的民族として、世界の人びとの記憶に永遠に残ることになるでしょう。

私たちは、今後とも、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と思います。

(2020 年、2018 年、2017 年の年賀状の内容を一本にまとめました。)

関西技術者研究者懇談会 12 月例会 (12/8) 報告

日 時：2019 年 12 月 8 日(日)13 時～15 時

場 所：国労会館

参加者：7 名

気候非常事態宣言の決議案が明石市議会で
全会一致で可決

報告 出口幹郎氏

例会当日は気候非常事態宣言(以降、宣言と記す)の請願までの報告と丸亀城・備中松山城・大阪城・津山城で撮影した写真の紹介を行なったが、宣言の決議案が可決されたので、その経過だけを記す。

1. 市長懇談会での質問と市長の回答

市長懇談会は市内 5 ヶ所で開かれた。9 月 28 日と 10 月 27 日に参加して、質問を行なった。質疑応答は市のホームページに掲載されている。宣言とグレッタ・トゥーンベリさん(以降、グレッタさんと記す)に関わるものだけを概要で記す。

質問は「グレッタさんの訴えをどう感じ、市

政にどう反映するのか」で、回答は「長崎県佐岐市が 9 月 25 日に自治体で初めて宣言を行なった。明石市でも検討したい」であった。宣言のことは知らなかったが、市長が宣言に前向きであることがわかったので、実行に移してほしいと願って「宣言に関する決議を求める請願」を行なうことにした。

2. 請願書作成～会派回り～請願書提出

請願書は全会派に賛同してもらえるように佐岐市や鎌倉市議会の文面を参考にして世界の動向などの事実だけを書き、その根拠を書いた補足資料も作成した。

11 月 22 日に請願書と補足資料を携えて会派回りを行なったが、自民党真誠会だけは会ってもらえなかった。紹介議員は最終的には 4 人になっていただいた。過去の請願で賛同していただいた議員とのつながりのお蔭であった。そして、11 月 28 日に請願書を議長に提出した。

3. 請願が委員会で全会一致で採択

12月11日の生活文化常任委員会の審査では、10分間の意見陳述を行なった。「グレタさん」と初めて言った時に泣きかけ、最後の紹介議員への御礼を言い始めた時に感謝の気持ちが込み上げて来て、本当に泣いてしまった。

請願内容に係る質問はなかった。委員が会派の集約意見を表明した際、お礼と労いの言葉をいただいた。そして、全会一致で採択された。本当に嬉しくてたまらなかった。

4. 決議案が本会議で全会一致で可決

12月20日に本会議が開かれた。決議案は委員会の委員7人による議員提案になっていた。重要な部分は請願書とほぼ同じであった。北川委員長の提案理由説明で最初に「僭越ながら請願者に代わって」と発言された。これも嬉しい言葉であった。そして、全会一致で可決された。

5. おわりに

以上の経過を知り合いや集会で伝えたところ、涙が出るくらい嬉しい言葉をいただいた。同時に、皆さんに勇気を与えたこともわかって大きな自信につながった。

「グレタさんの訴えに応える。子どもたちの未来を異常気象から守る。若い人たちの行動を支援する。神戸製鋼の石炭火力発電訴訟の原告団を支援する」など、技術者として、大人として、その責任を果たすための第一歩になったと感じている。宣言案は来年1月1日から公募されるので、根拠も書いた宣言案を応募する。

皆さんには、この請願を参考にして各自治体で宣言を行なうように働きかけていただきたいと願っています。それがグレタさんの訴えに応える行動の一つです。

討 論

★スウェーデンのアレニウスが1901年にCO₂の温室効果を論文で発表。⇒アレニウスはグレタさんの父方の遠縁(Wikipediaより)。

これからの日程

月 日：1月12日(日)

テーマ：脱原発・脱炭素社会 太陽エネルギーの効率的利用

担 当：中村郁夫氏

(文責 山口進次)

『日本の科学者』読書会12月例会(12/17)の報告

12月号特集：独立行政法人を問い直す

標記例会が12月17日(火)3時より京都支部事務所で開かれた。参加者7名。「12月号特集」より3篇の論文が取り上げられた。

笠松鉄兵「独立行政法人制度の現状と問題点—独立行政法人改革とは何だったのか?」(報告：宗川吉汪)

本論文では、独立行政法人制度の成り立ちと現状、問題点が分析されている。国の行政

組織のスリム化を目的としながら、業務の効率性・質の向上を謳い、法人の自主的・自律的運営、業務の透明化の確保、労使自治の原則を掲げた。しかしながら、それらのいずれも絵に描いた餅に過ぎず、主務大臣の支配が

強化され、運営費交付金や評価制度を通じて法人への締め付けが強化されているのが実態である。筆者は最後に、「国は必要な運営費交付金を確保し、独立行政法人の事務・業務を存続・拡充し、国民生活や社会経済の安定等に寄与させる義務がある。さらには、事業の性格によっては国に戻すことも視野に入れて独立行政法人制度の抜本的見直しの検討も必要になっている。」と結んでいる。

本論文や本特集を読んで、独立行政法人制度が何故登場したかについての考察に欠けていると強く感じた。新自由主義の分析抜きに独立行政法人制度を語ることはできないだろう。

新自由主義の典型は、レーガノミックス、サッチャーイズムで、日本では、中曽根による三公社民営化に始まり、小泉の郵政民営化、橋本行革、アベノミクスと続いている。独立行政法人制度は橋本行革の一環であった。

新自由主義者は、市場経済に対して個人の自由や市場原理を再評価し、政府による個人や市場への介入は最低限とすべきと主張する。経済政策では、自己責任を基本に小さな政府が主張され、均衡財政、福祉・公共サービスなどの縮小、公営事業の民営化、グローバル化が図られた。規制緩和による競争促進、労働者保護廃止などが進められた。新自由主義は、社会的共通資本を根本から否定し、すべての資源、生産要素を私有化し、すべてのものを市場を通じて取り引きするような制度をつくるという考え方の下、公共交通、教育、医療、介護、福祉、水といった分野についても、新しく市場をつくって、自由市場・自由貿易を追求していく。最近の話題では、大学受験への民間試験の導入である。その頓挫は新自由主義の頓挫の始まりであるだろう。

現代の資本主義経済の行き詰まりが新自由主義経済をもたらした。新自由主義批判なしに独立行政法人制度の批判はない。さしあたり、独立行政法人制度や国立大学法人制度を破棄し、元に戻すことを要求すべきだ。

長山泰秀「運営費交付金配分を用いた政策誘導がまねく国立大学の危機」(報告:大倉弘之)

著者は全大教執行委員(副委員長)であり、特集の中で、特に国立大学法人について論じている。

第1節「分析」では、国立大学法人化の経緯、運営費交付金の法的根拠と政策誘導の仕組み、国立大学の類型化とそれに基づく評価配分についての最近の動向を扱っている。法的根拠については「独立行政法人通則法」の準用により国が財政責任を負っていることになるが、文科省は運営費交付金とそれ以外の外部資金(科研費、受託研究費等)の全体を基盤的部分と競争的部分に分けて前者の「確実な措置」と後者との有効な組み合わせによるデュアルサポートシステムで財政支援をしていると謳う。しかし、実態は、大学間格差を含む直前の財政実績を引き継いで出発した2004年度の法人化後、毎年前者の確実な削減(効率化係数前年度比-1%など)により、競争的部分の獲得が年を追うごとに大学にとっての死活問題化してきた。この仕組みが「政策誘導の具として強力に機能している」。6年毎の中期目標期間の第3期目(2016年度～)からは、「重点支援」と「ミッション再定義」に基づく類型化(世界的教育研究、特色ある研究、地域貢献)のグループ内の相対評価に基づく評価配分の仕組みが新たに導入されている。これによる2019年度政府予算における影響の分析が行われている。細かな数字の

違いなどの意味を読み解くことはできなかったが、政府の短期的な成果を求める姿勢がますます露わになっていることが分かる。

第2節「議論」では、このような「政策誘導は、国立大学の内発的・自律的な改革を妨げ、非常に短期的・近視眼的な一律の、対外的に改革を行っている姿勢を見せるためだけの組織再編や学内制度改定を誘発」し、「学問の自由を保障する憲法第23条は危機に立たされ」、「大学を疲弊させ、構成員の意欲を喪失させている」とし、「政府には、国立大学の教育・研究上の全体の機能と配置及び運営費交付金の総額の確保についての責任を負わせ、一方で競争的資金の配分の権限は政府・文部科学省から分離し、学術に関する第三者機関が公平・公正に行う制度を整え移行する必要がある」と締め括っている。

感想：読書会では、外部資金が潤沢なケースでの「金余り」などの論文には現れていない学術の歪みの別の実態なども語られ、「法人化前に戻せ」という意見も出た。論文の最後の「提言」は法人化の時点で既に言われていたことで、例えば、全大教として、現段階で野党共闘での政策化などを見通した提案などを期待することは難しいのであろうか。

小滝豊美「さらに拡大する国立研究開発法人の矛盾」(報告：左近拓男)

本論文では、独立研究開発法人制度と、政府主導の「改革」の経緯が書かれている。法人化後の、中期目標に基づく業務活動の矛盾について、主に小滝氏が所属する農研機構での事例と組合員を対象にしたアンケート結果に基づいて分析されている。2001年以降何度も「改革」が行われたが、最近では、2016年に、国家戦略に基づき世界トップレベルの

成果を出すことが期待されるとして、物材機構、理研、および産総研が「特別国立研究開発法人」となった。これは国立大学での「指定国立大学法人」と同様の選別化である。度重なる「改革」においてもPDCAサイクルのP(計画)、D(実行)が繰り返されるばかりで、C(チェック)が実行されず、事業の実施後の反省が十分にはなされていない。組合員へのアンケート結果からも「風通しの悪い組織で手続きや書類書きに手間や時間がかかり、(予算削減により)支援業務を行う人を雇いにくいため、研究に充てる正味の時間が減ったと言える」ことを指摘している。現に、研究職員1人あたりの論文数も2001年度の法人化後は横ばいであったが、「改革」が進んだ2015年度以降は急激に減少している。2012年に第二次安倍政権が発足すると、アベノミクスの成長戦略の一つに農水省の成長産業化を打ち出した。農業における規制緩和を進めることで、より自由で競争的な農業経営を目指すものである。経済界に蓄積されたノウハウを農業の現場に生かす環境を整備し、2020年度には農産物「輸出額」で1兆円を目指すという。まずは、国民の食料自給率を上昇させるために主食における米飯の普及をはじめ、国内向けの農産物対策をどうするかが問題であろうが、海外での儲けを優先する政策は如何なものかと考える。またロボットやICTを活用したスマート農業も提唱され、それに向けた研究も進められている。情報機器を利用した大規模な「集約」農業を進めるのであろうが、そもそも過疎化が進んだ農村で少人数の技術者がロボットを用いて農産物を生産することが日本のあらゆる農村でできるのであろうか。昔からの農業のように、家族で生業として働ける程度の農地を耕作し作物を作って、自分

たちの暮らしの場である生活圏に農作物を消費してもらうのが一番良いのではなかろうか。農民が手のかけられる範囲の農地や、そこに恵の水をもたらす山林を自分たちの手で整備し、保全していくことで、災害に強い山里や農村が引き続いてきて国土も守られてきた。政府主導であったり、民間の手で整備された大規模少人数のスマート農業で、災害を防げ

るか、あるいは大災害が起こったときに経営ができなくなることによって放棄されて、農業自体が持続できないことにならないかが心配である。過疎化による農業の衰退をロボットでなんとかしようとするのではなく、その力を若い後継者を育成する努力をすることにつぎ込む方が重要であると、私は考える

寄稿：きたるべき総選挙時の国民審査で

最高裁判所裁判官に×印をつけて司法の腐敗を正そう

富田道男

『日本の科学者』2020年1月号の「ひろば」欄に弁護士井戸謙一氏の「司法の現状を憂う」と題する記事が掲載されている。

井戸氏は、近代民主主義国家の基本理念である三権分立のうち司法権の独立が危ういと指摘し、中でも最高裁判所の判決に目を覆うようなものが続いているとして、いくつかの具体例を挙げている。このような最高裁判所の劣化は裁判官人事にも現れていて、最高裁判所裁判官の任命権（憲法第79条）を持つ内閣の中でも、安倍内閣は、歴代内閣とは異なり、従来から行われてきた裁判官枠、すなわち、最高裁、日弁連及び最高検からの推薦を尊重せず、日弁連の推薦を無視したりして、恣意的な任命を繰り返してきたとの指摘である。その結果、安倍内閣の任命した現在の15人の最高裁判所判事の中には、氏の見たところ、リベラルと目される裁判官はいないと書いている。しかし、司法存立の基盤は市民からの信頼であることに変わりはないとも述べている。

他方、日常の事件に真摯に取り組みながら、昨今の裁判所の在りようを苦々しく思ってい

る裁判官が相当の割合で存在するはずであるから、これらの裁判官が「同調王力のくびき」を解き放つ勇気を持つためにも、広範な市民が司法の現状に関心を持ち、批判の声を上げ続けることがなにより大切だとして文を結んでいる。

ところで報道の予測によれば、東京オリンピックが終わると、国会が解散され、衆議院議員の総選挙が行われるかもしれないという。その時、憲法第79条第2項に基づく国民審査に付される最高裁判所裁判官が少なくとも一人はいるはずである。井戸氏によると現役の最高裁の裁判官にはリベラルな裁判官はいないようなので、総選挙に向けて審査に付された最高裁判所裁判官の罷免を求める市民運動を展開してはどうであろうか。司法権の独立を危うくしている安倍内閣に対する批判としても適切な市民運動だという気がする。

憂うべき司法状況を広く知らせることも大切ですが、その状況を改善する行動提起も必要です。原発の運転差し止めを求める民事裁判について以前から主張してきたところですが、原発民事裁判における裁判官の不当判

決・決定に対して、弁護士は当該の裁判官を名指しで批判し続けることがありません。その理由は、弁護士、裁判官及び検事は、皆さん最高裁判所司法研修所の同窓生であり、「司法ムラ」の住民なので相互に批判し合う習慣が無いのではないかと忖度しています。

従ってこの際市民が頑張らなくてはなりません。国民審査により最高裁判所裁判官が罷免されたということは一度もありません。この際、安倍内閣の任命した裁判官の罷免を実現させて「司法の腐敗」の是正に民意を反映させましょう。

1～3月の支部関連行事の案内（JSA 近畿も参照）

1. 1月読書会

日時：1月21日（火）15:00～17:30

場所：JSA 京都支部事務所

内容：『日本の科学者』2月号特集「非正規・不安定雇用女性研究者の今」

笹倉論文（清水）/調査チーム論文（福島）/廣森論文（清水）

2. 第9回京都支部幹事会

日時：1月21日（火）18:00～20:00

3. 自然科学懇談会

日時：1月25日（土）13:30～15:30

場所：楽友会館

講師：紺谷吉弘さん

演題：「京都の断層環境及び天ヶ瀬ダム・宇治川堤防の危険性」

4. 第9回京都支部ワーキング会議

日時：2月7日（金）13:30～15:30

5. 京大に求める会連続企画第3回シンポジウム

日時：2月8日（土）13:00～16:00

場所：京大法経本館西側1階、法経11教室

内容：西山勝夫「731部隊と京都大学」

池内了「京大の通知と異議申立て」

6. JSA 気候目標中期計画研究委員会

日時：2月8日（土）14:00～17:00

場所：京都支部事務所

7. 支部ニュース2月号発行

日時：2月12日（水）13:30～

8. 日本科学者会議近畿地区「大学問題シンポジウム」

主催：日本科学者会議近畿地区会議、日本科学者会議大学問題委員会

開催日：3月29日（日）10:00～12:00

会場：京都大学法経七番教室

10:00～11:00 中嶋哲彦氏 講演（名古屋大学）

11:00～11:20 軍学共同の最新状況について 多羅尾光徳氏（東京農工大学）

11:20～12:00 総合討論

9. 大学入試の在り方を考えるシンポジウム

主催：大学入試シンポ実行委員会

（教育関係五者連絡会、現役高校生の父母の団体、日本科学者会議等）

開催日：3月29日（日）13:00～17:00

会場：京都大学法経七番教室

講演：羽藤由美氏（京都工芸繊維大学教授（応用言語学））

パネリスト報告（順不同）：現役高校生の父母／高校教師／大学教員／現役高校生

総合討論

◆ ◆ ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆ ◆ ◆

第8回支部幹事会（12月17日）と第8回ワーキング会議（1月5日）の報告です。

1. 会員の現況（1月4日現在）

一般会員 215, 特別会費会員 3, 家族割り特別会費会員 3,

若手会員 7（1月から1人増えました.）, 若手特別会費会員 11, 合計 238

読者 3

2. 会費納入状況（12月23日現在）

今年度未納者：一般 24/215, 特別会員 0/3, 家族割 0/3, 若手 3/6, 若手特別 5/11

18年度未納者：一般 9名, 若手特別 4名

17年度未納者：一般 4名, 若手特別 2名

3. 会計報告（12月）

2019年度累計	2019年度12月決算
収入累計 2,742,396 円	12月収入合計 100,778 円
支出累計 2,550,579 円	12月支出合計 240,625 円
収支累計 191,817 円	12月分収支 -139,850 円
前年度繰越 419,566 円	前月繰越金 751,233 円
12月末残高 611,383 円	12月末残高 611,383 円

5. 12月～1月の支部関連行事（支部ニュース12月号発行～1月号発行）

12月11日（水）支部ニュース12月号発行, 「日本の科学者」1月号発行

12月17日（火）12月読書会

12月17日（金）第8回支部幹事会

2020年1月5日（日）第8回ワーキング会議

1月5日（日）支部新年会

1月14日（火）支部ニュース1月号編集, 「日本の科学者」2月号発行

(文責 宗川吉汪)

